



FAMIC(ファミック)

独立行政法人 農林水産消費安全技術センター

FAMIC メールマガジン 第 789 号



令和元年 7 月 24 日

— 目次 —

1. FAMIC 情報
2. 食品の安全に関する情報等
 - 内閣府消費者委員会事務局
 - 内閣府食品安全委員会事務局
 - 消費者庁
 - 農林水産省
 - 厚生労働省
 - 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所国立健康・栄養研究所
3. 官報から
4. パブリックコメントに関する情報
 - 募集中のもの【前号掲載分以降】
5. 最近の話題・キーワード

1. FAMIC(ファミック)情報

FAMIC ホームページに、以下の情報を掲載しました。

- 消費安全情報部（仙台センター、名古屋センター、神戸センター） ■
- ◇ 「令和元年度地方公共団体職員等研修」開催について
 - ◆ 仙台センター
 - 【実施年月日】 令和元年 9 月 12 日(木)
 - 【実施場所】 農林水産消費安全技術センター仙台センター
(仙台市宮城野区五輪 1-3-15 仙台第 3 合同庁舎 第 2 共用会議室(8 階))
 - 【対象者】 地方公共団体の消費者担当部局及び消費生活センターの職員等
 - 【定員】 20 名程度
 - 【申込締切】 8 月 29 日(木)

※講習等の内容、その他詳細については、以下リンクを参照願います。

[PDF:470KB]

<http://www.famic.go.jp/event/sendai/010709/010912.pdf>

- ◆ 名古屋センター
 - 【実施年月日】 令和元年 9 月 20 日(金)

【実施場所】農林水産消費安全技術センター名古屋センター 1階研修室
(名古屋市中区三の丸1-2-2 名古屋農林総合庁舎2号館)

【対象者】名古屋センター管内6県(愛知、岐阜、三重、福井、石川、富山)
の地方公共団体の消費者担当部局及び消費生活センター等において、消費者啓発、相談業務又は商品テスト業務等に従事している職員等

【定員】20名

【申込締切】8月20日(火)

※講習等の内容、その他詳細については、以下リンクを参照願います。

[PDF:371KB]

<http://www.famic.go.jp/event/nagoya/010711/010920.pdf>

◆神戸センター

【実施年月日】令和元年9月10日(火)

【実施場所】農林水産消費安全技術センター神戸センター
(神戸市中央区港島南町1丁目3-7)

【対象者】神戸センター管内(滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、
鳥取、島根、岡山、広島、徳島、香川、愛媛、高知)の地方公共団体及び
消費生活センターの職員等

【申込締切】8月23日(金)

※講習等の内容、その他詳細については、以下リンクを参照願います。

[PDF:384KB]

<http://www.famic.go.jp/event/kobe/010716/010910.pdf>

■肥飼料安全検査部■

◇立入検査(飼料)に係る試験結果の公表(更新)

http://www.famic.go.jp/ffis/feed/sub4_inspection.html

■農薬検査部■

(1)農薬登録情報ダウンロード(更新)

<http://www.acis.famic.go.jp/ddownload/index.htm>

(2)農薬登録申請(更新)

<http://www.acis.famic.go.jp/shinsei/index.htm>

(3)GLP適合確認(更新)

<http://www.acis.famic.go.jp/glp/index.htm>

2. 食品の安全に関する情報等

各府省や関連団体等で新規に公開された情報の中から、食品の安全と消費者の信頼の確保に関する情報等を随時掲載しています。

概要等については FAMIC でまとめたものです。

■ 内閣府消費者委員会事務局 ■

(1) 消費者委員会、専門調査会等の開催案内

◆ 第 303 回消費者委員会本会議

【日時】 令和元年 7 月 26 日（金） 15:00 ～

【場所】 消費者委員会会議室

（東京都千代田区霞が関 3 - 1 - 1）

【議題】

1) 預託等取引契約に関する消費者問題について

2) その他

【傍聴申込締切】 7 月 25 日（木） 14:30（期限厳守）

<https://www.cao.go.jp/consumer/iinkai/2019/303/kaisai/index.html>

(2) 消費者委員会、専門調査会等の開催結果

◆ 第 302 回消費者委員会本会議

【日時】 令和元年 7 月 18 日（木）

【議事】 「平成 30 年度消費者意向調査の結果について」 など

<https://www.cao.go.jp/consumer/iinkai/2019/302/shiryoku/index.html>

■ 内閣府食品安全委員会事務局 ■

◇ 食品安全委員会、専門調査会等の開催案内

◆ 第 121 回新開発食品専門調査会 [非公開]

【日時】 令和元年 7 月 25 日（木） 14:00 ～ 17:00（予定）

【場所】 食品安全委員会 大会議室

（東京都港区赤坂 5 - 2 - 20 赤坂パークビル 2 2 階）

【議事】

1) 特定保健用食品の食品健康影響評価について

・ピルクル 400

2) その他

http://www.fsc.go.jp/senmon/sinkaihatu/annai/sinkaihatu_annai_121.html

◆ 第 83 回農薬専門調査会評価第一部会 [非公開]

【日時】 令和元年 7 月 26 日（金） 14:00 ～ 17:00（予定）

【場所】 食品安全委員会 中会議室

（東京都港区赤坂 5 - 2 - 20 赤坂パークビル 2 2 階）

【議事】

1) 農薬（カルボフラン、カルボスルファン及びベンフラカルブ）の食品

健康影響評価について

2) その他

http://www.fsc.go.jp/senmon/nouyaku/annai/nouyaku_annai_hyouka1_83.html

■ 消費者庁 ■

(1)バーベキューにおける食品安全に関する消費者行動の実態調査(令和元年 7月 23 日)

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/food_safety/#research

(2)機能性表示食品制度届出データベース 届出情報の更新

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/foods_with_function_claims/index.html#confirmation

(3)回収・無償修理等情報(食料品等関係)

◆香味小夜子「セロリ胡瓜 100g カップ入、セロリ漬 135g 袋入り」(回収)

(対応開始日：令和元年 7月 12 日)

(回収等の理由：食品衛生法の基準を超える残留農薬（アセフェート）が検出されたセロリを、一部商品に使用した可能性があるため）

※以下のものが対象

【賞味期限】

・セロリ胡瓜 100g カップ入：2019 年 7月 15 日、2019 年 7月 16 日、
2019 年 7月 17 日

(商品へは「19.07.15」、「19.07.16」、「19.07.17」と記載)

・セロリ漬 135g 袋入り：2019 年 7月 15 日、2019 年 7月 16 日、
2019 年 7月 17 日

(商品へは「19.07.15」、「19.07.16」、「19.07.17」と記載)

【製造者】株式会社香味小夜子 香味小夜子三好工場

<https://www.recall.caa.go.jp/result/detail.php?rcl=00000023944&screenkbn=01>

◆リウボウストア「洋菓子」(回収)

(対応開始日：令和元年 7月 9 日)

(回収等の理由：アンチモールド（アルコール製剤）の入れ忘れのため、表示した賞味期限まで品質を保持できない可能性があるため）

※以下のものが対象

【回収対象品】洋菓子：

しっとりアーモンドケーキ（JANコード：4950349596831）

しっとりチョコアーモンド（JANコード：4950349596824）

【回収対象品の消費(賞味) 期限・販売先】

・賞味期限 2019 年 6月 14 日～7月 23 日

・販売店舗 普天間店、三原店、浦西店、浦添店 西町店、大平店、
豊崎店

<https://www.recall.caa.go.jp/result/detail.php?rcl=00000023941&screenkbn=01>

◆ 北欧トーキョー「スティックケーキ（レモン）」（返金／回収）

（対応開始日：令和元年7月13日）

（回収等の理由：製品にカビが発生したため）

※以下のものが対象

販売日：令和元年6月23日から令和元年7月12日

販売店：下記リンク参照 [PDF：70KB]

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/e8z/cnt/f6576/documents/ichiran.pdf>

内容量：1個

賞味期限：2019.07.21

製造者：（株）北欧トーキョー 神奈川工場

<https://www.recall.caa.go.jp/result/detail.php?rcl=00000023963&screenkbn=01>

◆ 塚島ファーム「STELLA ジェラート 5種類」（返金／回収）

（対応開始日：令和元年7月16日）

（回収等の理由：大腸菌群陽性（アイスクリームの成分規格に違反）のため）

※以下のものが対象

名称：STELLA ジェラート 5種類

販売先：一般消費者、肥前めっけもん市、道の駅鹿島、たらふく館、
海道しるべ、ララベル、ユートク食品館（北方店、嬉野店）、
大村湾 SA（上り、下り）

販売期日：令和元年7月11日までに販売された商品

内容量：120ml

<https://www.recall.caa.go.jp/result/detail.php?rcl=00000023984&screenkbn=01>

◆ デルタインターナショナル「USA プルーン ソルビン酸 60/70（CP）」

（回収）（対応開始日：令和元年7月19日）

（回収等の理由：基準値（0.50g/kg）を超えるソルビン酸を検出（0.98g/kg））

※以下のものが対象

食品名：USA プルーン ソルビン酸 60/70（CP）

原産国名：アメリカ合衆国

輸入者：株式会社デルタインターナショナル

東京都品川区北品川四丁目7番35号

<https://www.recall.caa.go.jp/result/detail.php?rcl=00000023983&screenkbn=01>

◆ マルハチ「セロリ塩漬（刻み）3品目」（回収）

（対応開始日：令和元年7月10日）

（回収等の理由：原材料であるセロリの輸入食品検査の結果、殺虫剤（アセフェート）の残留農薬基準超過が判明したため）

※以下のものが対象

【製品名】セロリ 90g (セロリ塩漬 (刻み)) JAN4977898005287
セロリ 90+10g (セロリ塩漬 (刻み)) JAN4977898005096
セロリ 110g (セロリ塩漬 (刻み)) JAN4977898005027

【形態】合成樹脂製巾着形態袋

【期限表示】19.7.18 から 19.7.21

【製造者】株式会社マルハチ 製造所固有記号 T

【出荷年月日】令和元年7月7日～令和元年7月10日

<https://www.recall.caa.go.jp/result/detail.php?rcl=00000024010&screenkbn=01>

◆アジア開発貿易「伊藤家のごまたかな 300g」(回収)

(対応開始日：令和元年7月10日)

(回収等の理由：商品の一部に雑草の種子が異物として混入していたため)

※以下のものが対象

賞味期限が2019年12月1日 Gロットのもの

<https://www.recall.caa.go.jp/result/detail.php?rcl=00000024009&screenkbn=01>

◆シマヤ「昔ながらの雑炊 かつおだし仕立て 230g」(返金/回収)

(対応開始日：令和元年7月19日)

(回収等の理由：当該パッケージに、アレルギー物質「カニ」由来の原料を使用した「昔ながらの雑炊 かにだし仕立て」を充填した商品のあることが判明したため)

※以下のものが対象

JANコード：4901740 710869

賞味期限表示：2020.05.20

販売地域：長野県及び東海・北陸以西の各府県

<https://www.recall.caa.go.jp/result/detail.php?rcl=00000024006&screenkbn=01>

◆オランダ家「小袖ようかん 抹茶」(回収)

(対応開始日：令和元年7月19日)

(回収等の理由：自社店舗にて膨張を発見したため)

※以下のものが対象

形態・容量：袋詰め・52g

賞味期限：1) 2019.09.28

2) 2019.12.28

ロット番号：1) 02238,11322

2) 11322,11413

製造所固有記号：HO

販売期間：2018年12月11日～2019年7月17日

<https://www.recall.caa.go.jp/result/detail.php?rcl=00000024003&screenkbn=01>

◆にゅうにゅう工房「アイスクリーム（抹茶）」（兵庫県による回収命令）
（対応開始日：令和元年7月19日）
（回収等の理由：食品衛生法第11条第2項 アイスクリームの成分規格違反（大腸菌群陽性））

※以下のものが対象

【対象品名等】

アイスクリーム（抹茶）：令和元年7月1日に製造された約12L分
一部が100mLカップ入りに製品化され、そのうち23個が令和元年7月1日
から12日までに下記営業所で販売された

【営業所名称等、営業所所在地】

にゅうにゅう工房 兵庫県神崎郡市川町下瀬加 958-1
<https://www.recall.caa.go.jp/result/detail.php?rcl=00000024027&screenkbn=01>

◆山田みつばち農園「岡山白桃ジャム」（回収）
（対応開始日：令和元年7月19日）
（回収等の理由：カビ等の発生の可能性があるため）

※以下のものが対象

賞味期限：2019年10月

販売店：山田みつばち農園売店、りとるび～はうす

販売期間：令和元年7月5日～7月17日

<https://www.recall.caa.go.jp/result/detail.php?rcl=00000024026&screenkbn=01>

◆高島屋横浜店「濱吟焼豚（真空）」の表示が誤貼付された「濱吟焼豚」
（回収）（対応開始日：令和元年7月22日）

（回収等の理由：ラベルの誤貼付による賞味期限（消費期限）の誤記載）

※以下のものが対象

商品名：「濱吟焼豚（真空）」の表示が誤貼付された「濱吟焼豚」

賞味期限：19.8.2（正しくは、消費期限19.7.22）

販売店：株式会社高島屋横浜店地下1階 尾島商店

<https://www.recall.caa.go.jp/result/detail.php?rcl=00000024022&screenkbn=01>

◆奥入瀬フード「十和田バラ焼き」（回収）
（対応開始日：令和元年7月16日）
（回収等の理由：アレルギー表示の記載ミス：「豚肉」を原材料とする製品に、誤って「牛肉」と表示）

※以下のものが対象

十和田バラ焼き（内容量200g、賞味期限2020.01.04のもの）

<https://www.recall.caa.go.jp/result/detail.php?rcl=00000024002&screenkbn=01>

◆米っ子大桑「おはぎ、五平餅」(回収)(対応開始日:令和元年7月20日)

(回収等の理由:消費期限の誤表示)

※以下のものが対象

内容量:「おはぎ」は2個、「五平餅」は2本

消費期限:11.7.20(正しくは、01.7.20)

販売店舗:木曾地域振興株式会社 きそ木楽舎(道の駅大桑)

上記販売店舗で、令和元年7月19日(金)に販売されたもの

<https://www.recall.caa.go.jp/result/detail.php?rci=00000024041&screenkbn=01>

(参考)

◆新規登録情報一覧(消費者庁リコール情報サイト)

<https://www.recall.caa.go.jp/result/index.php>

■農林水産省■

(1)令和元年度農林水産省「こども霞が関見学デー」の実施について(再掲)

【開催日時】令和元年8月7日(水)、8日(木) 10時00分～16時00分

【受付場所】農林水産省 本館正面玄関、本館南玄関、北別館玄関

(受付時間:10時00分～15時45分)

【主なイベント内容】

([※]は、FAMICが実施を予定しているイベントです)

- ・大臣室、記者会見室を見学してみよう!
- ・あそんで、まなんでかんがえよう!農業と環境のつながり
- ・食べ物をたのしく科学してみよう! [※]
- ・木のストローをつくろう
- ・おうちでプチ農業体験!～育てて食べてみよう～
- ・しょうゆもの知り博士の出前授業
- ・和の文化に触れてみよう!
- ・楽しく学ぼう!農業遺産
- ・ギョーさん、おさかなを知ろう!(さかなクンによるお魚セミナー)
- ・真珠をつかって、世界にひとつだけのドアプレートをつくろう!
- ・かっこいいトラクターに乗ってみよう

等 計40展示・イベントを予定

<http://www.maff.go.jp/j/press/kanbo/koho/190625.html>

(2)米国コネチカット州からの生きた家きん、家きん肉等の一時輸入停止措置の解除について(令和元年7月19日)

<http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/190719.html>

(3)岐阜県で発生した豚コレラ（国内 27 例目）に係る移動制限区域解除について（令和元年 7 月 23 日）

<http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/190723.html>

(4)豚コレラ関係情報（概要、関連通知等を含む）

◆豚コレラについて(更新)

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/csf/index.html>

◆アフリカ豚コレラについて(更新)

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/asf.html>

(5)鳥インフルエンザに関する情報(更新)

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/index.html>

(6)東京電力福島第一原子力発電所の事故関連

◆東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえた円滑な食品流通の確保に関する情報(出荷制限要請等の状況)について(随時更新)

http://www.maff.go.jp/j/kanbo/joho/saigai/s_ryutu.html

■厚生労働省■

(1)薬事・食品衛生審議会 食品衛生分科会添加物部会（ペーパーレス）の開催について

【日時】令和元年 7 月 29 日（月）14：30～16：30

【場所】経済産業省別館 946 各省庁共用会議室
（東京都千代田区霞が関 1 - 3 - 1）

【議題】

- 1) Escherichia coli K-12 W3110（pWKLP）株を用いて生産されたプシコースエピメラゼの新規指定の可否等について
- 2) その他

【傍聴申込締切】令和元年 7 月 25 日（木）15:00（必着）
希望者多数の場合は、抽選

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000203480_00005.html

(2)薬事・食品衛生審議会 化学物質安全対策部会（ペーパーレス）の開催について

【日時】令和元年 8 月 1 日（木）13：00～15：00

【場所】新橋 8 E 会議室（8 階）
（東京都港区新橋 2 - 1 2 - 1 5 田中田村町ビル）

【議題】

〔審議事項〕

・残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs条約）新規対象物質の化審法第一種特定化学物質への指定について（諮問）

〔報告事項〕

・化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく審査状況について

〔その他〕

【傍聴可能人数】 30名程度（一般傍聴者を含む）

【傍聴申込締切】 令和元年7月25日（木）17:00

申込者多数の場合は抽選

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05737.html

(3)食品中の放射性物質の検査結果について（東京電力福島原子力発電所事故関連）

◆ 1136 報

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05763.html

◆ 1137 報

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05842.html

(4)平成 31 年度検査命令実施通知

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202506_00003.html

◆薬生食輸発 0717 第 1 号「食品衛生法第 26 条第 3 項に基づく検査命令の実施について（中国産花椒のアフラトキシン及びブラジル産ブラジルナッツ加工品のアフラトキシン）」[PDF:50KB]

<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000528825.pdf>

■ 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 国立健康・栄養研究所 ■

（「健康食品」の安全性・有効性情報）

<https://hfnet.nibiohn.go.jp/>

◇素材情報データベース(更新)

「カテキン」「チャ（茶）」「 α -リポ酸（チオクト酸）」「カンゾウ」などを更新

<https://hfnet.nibiohn.go.jp/notes/detail.php?no=1976>

(参考)

◆ 「健康食品」のホームページ(厚生労働省)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoushokuhin/hokenkinou/index.html

3. 官報から(令和元年7月18日～令和元年7月24日)

下記の件について官報に掲載されました。

直近30日分の官報(本紙、号外、政府調達等)は独立行政法人国立印刷局が提供しているインターネット版『官報』でご覧になれます。

<https://kanpou.npb.go.jp/>

◇令和元年7月18日付(本紙第52号)

○肥料の登録の有効期間を更新した件(農林水産五四二)[告示]

<https://kanpou.npb.go.jp/20190718/20190718h00052/20190718h000520003f.html>

○生産業者及び輸入業者の住所並びに生産業者及び輸入業者の肥料の名称の変更に係る届出があった件(農林水産五四三)[告示]

<https://kanpou.npb.go.jp/20190718/20190718h00052/20190718h000520006f.html>

○肥料の登録が失効した件(農林水産五四四)[告示]

<https://kanpou.npb.go.jp/20190718/20190718h00052/20190718h000520006f.html>

◇令和元年7月22日付(本紙第54号)

○農薬を登録した件(農林水産五六四～五六六)[告示]

<https://kanpou.npb.go.jp/20190722/20190722h00054/20190722h000540006f.html>

○農薬の登録が失効した件(農林水産五六七)[告示]

<https://kanpou.npb.go.jp/20190722/20190722h00054/20190722h000540007f.html>

◇令和元年7月24日付(本紙第56号)

○肥料を登録した件(農林水産五七六)[告示]

<https://kanpou.npb.go.jp/20190724/20190724h00056/20190724h000560004f.html>

4. パブリックコメントに関する情報

各府省では、政策の立案等を行おうとする際に、その案を公表し、様々な立場の方からご意見を提出していただく機会を設け、提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行っています。詳細は各ページをご覧ください。

■募集中のもの【前号掲載分以降】

◇「食品衛生法において定められた公衆衛生上必要な措置の実施のためのガイドライン案」に関する御意見の募集について（厚生労働省）

募集期間：令和元年 7 月 19 日～ 8 月 17 日

<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495190140&Mode=0>

◇口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針等の一部改正案についての意見・情報の募集について（農林水産省）

募集期間：令和元年 7 月 24 日～ 8 月 6 日

<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=550002952&Mode=0>

~~~~~

## 5. ◇◇ 最近の話題・キーワード ◇◇

### ◆ 遺伝子組換え食品の任意表示制度が変わります ◆

~~~~~

平成 31 年（2019 年）4 月 25 日に食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）の一部が改正され、遺伝子組換え食品に関する任意表示制度が変わります。新しい制度は、令和 5 年（2023 年）4 月 1 日から施行されます。

現行の任意表示制度では、分別生産流通管理（※1）をして、意図せざる混入（※2）を 5% 以下に抑えた非遺伝子組換え農産物を使用することを条件に、「遺伝子組換えでないものを分別」、「遺伝子組換えでない」等と表示できました。

新しい任意表示制度では、分別生産流通管理をして、意図せざる混入を 5% 以下に抑えている食品については、例えば「原材料に使用しているトウモロコシは、遺伝子組換えの混入を防ぐため分別生産流通管理を行っています」、「大豆（分別生産流通管理済み）」等と表示することができます。

さらに、分別生産流通管理を適切に行って、遺伝子組換え農産物の混入がないと確認（※3）した場合に限って、「遺伝子組換えでない」、「非遺伝子組換え」等と表示することができます。

なお、この場合でも、行政の行う科学的検証や社会的検証の結果、原材料に遺伝子組換え農産物が含まれていることが確認された場合には、不適正な表示となります。

※1 遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物を生産、流通及び加工の各段階で善良なる管理者の注意をもって分別管理し、そのことが書類などにより証明されていること。

※2 分別生産流通管理が適切に行われた場合でも、遺伝子組換え農産物の一

定の混入は避けられないことから、分別生産流通管理を適切に行われてい
れば意図せざる混入（５％以下）を認めています。

※３ 確認方法は、第三者分析機関等による分析（公定検査法は、消費者庁に
おいて現在開発中）のほか、生産、流通過程で遺伝子組換え農産物が混ざ
らないことが確認できることを証明する書類等を備えておくことが考えら
れます。

消費者庁ウェブページ：知っていますか？遺伝子組換え表示制度[PDF:2.54MB]
https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/quality/genetically_modified/pdf/genetically_modified_190425_0003.pdf

~~~~~

---

★☆☆編集後記☆☆★

最後までお読みいただきありがとうございます。

先週末から納涼祭があちこちで行われるようになりました。今週末には居住  
地の自治会の納涼会が行われる予定です（去年は台風で中止になりました）。

これまで昼間に行っており、暑すぎて参加しない年が多かったですが、今年  
から夕方に行われることになるので参加してみようと思います。（今年も台風  
（熱帯低気圧）が接近する予報もありますが）

---

食の安全を支えるFAMICの広報誌「大きな目小さな目」2019年夏号を  
発行いたしました。

《2019年夏号の主な掲載記事》

- ひろがれ！ノウフク JAS
- 果実飲料を検査します
- 試験紙によって肥料の分析を簡便に
- 食品中のアクリルアミド
- 分析試験の信頼性確保と能力向上のために
- 農薬の審査業務の更なる充実を目指して

2019春号及びバックナンバーは、FAMICホームページでご覧いただけ  
ます。

電子版は下記アドレスからご覧いただけます。

[http://www.famic.go.jp/public\\_relations\\_magazine/kouhoushi/index.html](http://www.famic.go.jp/public_relations_magazine/kouhoushi/index.html)

また、スマートフォン、タブレット端末などでも読める EPUB 版も発行して

います(※専用アプリのダウンロードが必要です。)。詳細は下記アドレスを参照してください。[PDF：68KB]

[http://www.famic.go.jp/public\\_relations\\_magazine/kouhoushi/epub-eturann.pdf](http://www.famic.go.jp/public_relations_magazine/kouhoushi/epub-eturann.pdf)

なお、お近くの図書館でも紙版が閲覧できるよう取り組んでいます。(閲覧できない場合はご一報ください。)

---

～ご利用に当たって～

当メールマガジンで紹介しているリンク先には一部 PDF ファイルを利用しているものがあります。

PDFファイルをご覧頂くためには、下記アドレスから「Adobe Reader」をダウンロードしてください。

<https://get.adobe.com/jp/reader/>

---

[FAMIC メールマガジン]

発行：独立行政法人農林水産消費安全技術センター  
消費安全情報部 情報管理課

(〒330 - 9731 さいたま市中央区新都心2 - 1

さいたま新都心合同庁舎検査棟)

URL <http://www.famic.go.jp/>

<メールマガジンのバックナンバーはこちら>

[http://www.famic.go.jp/mail\\_magazine/back.html](http://www.famic.go.jp/mail_magazine/back.html)

<配信中止・配信先変更はこちら>

[http://www.famic.go.jp/mail\\_magazine/stand.html](http://www.famic.go.jp/mail_magazine/stand.html)

<ご意見・ご要望・ご感想はこちらへお寄せください>

<https://www.famic.go.jp/docs/reference/hirobaform/index.html>